

## 4章 医療費の助成等

### (1) 重度障がい者（身体障がい者及び知的障がい者）医療費の助成 ⑤ ⑦

内容	<p>身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。</p> <p>なお、他の公費負担医療(更生医療・特定医療費（指定難病）等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。</p> <p>【所得制限】 前年の所得が462万1千円以下（単身の場合）</p> <p>【一部自己負担額】</p> <p>1 医療機関あたり入院・通院各500円以内/日（月2日限度）</p> <p>※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。</p> <p>【申請手続】</p> <p>障がい者医療費の助成を受けるには、居住地の市町村障がい者医療担当課で、障がい者医療証の交付手続が必要です。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障がい者手帳1、2級の交付を受けた人</li> <li>○ 知的障がいの程度が重度と判定された人</li> <li>○ 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人</li> </ul>
窓口	居住地の市町村障がい者医療担当課

### (2) 重度障がい者訪問看護利用料の助成 ⑤ ⑦

内容	<p>都道府県知事等が指定した訪問看護ステーションを利用する際に市町村が利用料を助成します。申請には、助成金請求書や指定訪問看護事業者が発行する領収書等が必要です。</p>
対象者	<p>【所得制限】 前年の所得が462万1千円以下（単身の場合）</p> <p>【一部自己負担額】</p> <p>1 訪問看護ステーションあたり500円/日</p> <p>1 訪問看護ステーションあたり月2日まで負担</p> <p>月額負担上限額：2,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障がい者手帳1、2級の交付を受けた人</li> <li>(2) 知的障がいの程度が重度と判定された人</li> <li>(3) 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人</li> <li>(4) 上記に該当すると想定されるが身体障がい者手帳の取得や知的障がいの程度の判定に至っていない人のうち訪問看護指示書において「装着・使用医療機器等」の項目に該当する4歳未満である人</li> </ul>
窓口	市町村障がい福祉担当課または福祉医療担当課

### (3) 歯科診療 (身) (知)

内容	歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、(一社)大阪府歯科医師会附属障害者歯科診療センターなど25か所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課(資料編1ページ) 各医療機関(資料編34ページ)

### (4) 自立支援医療費(更生医療)の支給 (身)

内容	更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。 更生医療受給者証の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または町村自立支援医療(更生医療)担当課で、自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。 なお、更生医療申請の際は、指定更生医療機関の意見書が必要です。
対象者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(更生医療)担当課

### (5) 自立支援医療費(育成医療)の支給 (身)

内容	育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。 育成医療費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(育成医療)担当課で自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。なお、育成医療申請の際は、指定育成医療機関の意見書が必要です。
対象者	身体障がい児(18歳未満)
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(育成医療)担当課

## (6) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給 ㊦

内容	<p>精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になることがあります。</p> <p>自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けるには、居住地の市町村精神保健福祉担当課で、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。</p> <p>なお、精神通院医療申請の際は、指定精神通院医療機関の診断書が必要です。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html</a></p>
対象者	通院により精神疾患の治療を受けている方
窓口	居住地の市町村精神保健福祉担当課 (東大阪市は保健センター(資料編24ページ))

## (7) 特定医療費（指定難病）の助成 ㊦

内容	<p>平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（平成29年4月から330疾病に拡大。）に対して医療費の助成を行っています。</p> <p>対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「難病に係る新しい医療費助成制度（難病法に基づく制度）」に掲載されています。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryouthyose/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryouthyose/index.html</a></p>
窓口	大阪府健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ

## (8) 特定疾患医療費の助成 ㊦

内容	<p>難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年7月1日現在、4疾患。）に対して医療費の助成を行っています。</p> <p>対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「特定疾患医療費助成」に掲載されています。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html</a></p> <p>なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しい医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。</p>
窓口	大阪府健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ

(9) 小児慢性特定疾病医療の給付 ⑧

内容	<p>小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療を、公費によって給付する制度があります。</p> <p>対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は下記HPの「小児慢性特定疾病医療費助成制度 利用の手引き」に掲載されています。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html</a></p>
窓 □	<p>最寄の大阪府保健所（大阪市・堺市・豊中市・枚方市・東大阪市は各市の保健所、高槻市は保健センター（資料編24ページ））</p>